

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成26年12月11日(2014.12.11)

【公表番号】特表2014-511323(P2014-511323A)

【公表日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【年通号数】公開・登録公報2014-025

【出願番号】特願2013-552672(P2013-552672)

【国際特許分類】

C 01 G 39/06 (2006.01)

B 02 C 19/06 (2006.01)

B 01 J 2/00 (2006.01)

【F I】

C 01 G	39/06	
B 02 C	19/06	B
B 01 J	2/00	B

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月22日(2014.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

二硫化モリブデンの粉末生成物を製造するために二硫化モリブデンの先駆物質をジェット粉碎し、そして新たにサイズが小さくなった粒子を油と実質的に連続的に合体させることによって製造された二硫化モリブデンの粉末生成物であって、4 μ m未満のD50粒子サイズと、約0.4重量パーセント未満の油価と、約0.5mg KOH/g未満の酸価とを有する前記二硫化モリブデンの粉末生成物。

【請求項2】

前記酸価は約0.1～約0.4mg KOH/gの範囲である、請求項1に記載の二硫化モリブデンの粉末。

【請求項3】

前記油価は約0.15～約0.35重量パーセントの範囲である、請求項1に記載の二硫化モリブデンの粉末。

【請求項4】

約0.6 μ m未満のFSSS粒子サイズと、約0.4重量パーセント未満の油価と、約0.4mg KOH/g未満の酸価を有する二硫化モリブデンの粉末。

【請求項5】

前記FSSS粒子サイズは約0.4～約0.45 μ mの範囲である、請求項4に記載の二硫化モリブデンの粉末。

【請求項6】

前記二硫化モリブデンの粉末は少なくとも約98重量パーセントの二硫化モリブデンを含む、請求項4に記載の二硫化モリブデンの粉末。

【請求項7】

前記酸価は約0.1～約0.4mg KOH/gの範囲である、請求項4に記載の二硫化モリブデンの粉末。

【請求項8】

約 0 . 9 μm ~ 約 1 . 6 の範囲の D 5 0 粒子サイズと、約 0 . 4 重量パーセント未満の油価と、約 0 . 3 mg KOH / g 未満の酸価とを有する二硫化モリブデンの粉末生成物。

【請求項 9】

少なくとも約 9 8 重量パーセントの二硫化モリブデンと、4 μm 未満の D 5 0 粒子サイズと、約 0 . 4 重量パーセント未満の油価と、約 0 . 3 mg KOH / g 未満である酸価を含む粉末生成物。

【請求項 10】

前記 D 5 0 粒子サイズは約 2 μm 未満である、請求項 9 に記載の粉末生成物。

【請求項 11】

前記 D 5 0 粒子サイズは約 0 . 9 μm ~ 約 1 . 6 μm の範囲である、請求項 9 に記載の粉末生成物。